

経営者によりそうパートナー

みどり通信 12月

税理士法人
山口会計パートナーズ
有限会社 エムアイサービス

第265号 2021. 12. 7



11月1日、事務所で防災訓練を行いました。
消火器の使い方・避難の方法等、スタッフ全員で、いざという時のために「災害時の対応」をしっかりと確認しました



CONTENTS

● ひと言、発言	緑と太陽にこだわる	P 1
● 一倉定の経営心得	その4 3	P 4
● 税務	取引先に聞きづらい「免税事業者か否か」の確認	P 5
● 『暦年贈与』について		P 7
● 今知っておきたい相続の話	遺言の仕方	P 9
● 生命保険	保険商品のご紹介	P 11
● 電子帳簿保存法改正について	全事業者、電子取引は紙保存廃止	P 13
● 令和3年 年末調整の改正点		P 15
● 事務所からのお知らせ		P 16
● 営業カレンダー		P 16
● あとがき		P 17

社長				担当

※ 貴社（貴事務所）で回覧してください。

“ひと言、発言”

緑と太陽にこだわる…

発注していた書籍、永守重信さんの著書「成しとげる力」が届きました。早速読んでみました。

永守さんは、28歳の時に自宅の6畳間で仲間3人とともに、たった4人で日本電産を創業。ゼロからのスタートをきり、あれから半世紀。

いまや世界に300社を越えるグループ企業を擁し、従業員11万人を越える世界の総合モーターメーカーに成長。

本書は、そんな永守さんの書き下ろしの一冊です。



この書籍の中で、気になった語録を紹介します。

1. 「困難は必ず解決策を連れてやってくる」という信念を持っている
2. 意識が変わればその人がもっている本来の力が発揮されるもの
大きく意識が変わるのは、何事であれ「一番」をめざすとき
3. 働く人の意識が変われば会社はよみがえる
4. IQが高くてもEQをもち合わせなければ、もてる能力を活かし切ること
はできない
5. 人生とは運が7割、努力が3割。ただ待っているだけでは運はやってこない。
つね日頃より運をつかむための準備と努力の積み重ねが大事
良い流れが来たときは即断即決が原則

6. 一番をめざすことで、夢をかなえてきた
一番にとことんこだわるからこそ、気概も高まるし、実力も磨かれる
一番以外はビリと同じ
7. 強みを活かし、一番になれる場所を見つける
8. 「できない」と思うより先に「できる」と百回となえよ
発注元から無理難題をいわれたとき200回、300回では、その気にはなれなかったが、500回を超える頃から何となくできる気がしてくるから不思議
9. すぐやる習慣が運命を大きく分ける
すぐやる、必ずやる、出来るまでやる
10. あとから来る急行より、先に出る普通電車に飛び乗れ
一歩でも二歩でも先んじて前に進むことは、成功するための必須条件である
11. 明るい言葉を使えば、明るい未来が見えてくる
どんなときでも、明るく「調子がいい！、最高！」と答える
12. ぎりぎりまで重ねた努力が運を呼び寄せる
13. 足下悲観、将来楽観
14. イヤなことが1回起きれば、いいことが2回返ってくる。困難が大きければ大きいほど、その先には大きな喜びが待っていると信じる
15. チャレンジした人が評価される「加点主義」を貫く
16. 失敗談と夢を語る人に人は惹かれる
17. 世の中の流れをつかみ、対処していくためには、「鳥の眼」と「虫の眼」が必要

18. 千の種をまいて三つの花が咲けばよい

19. ゆでガエルになるな、時代の変化に対処せよ

20. 成功の条件は「頭のよさ」以外のところにある

21. 自分のまわりに起きる出来事を「自分ごと」ととらえる

本書の最後のエピローグに意外なことが書かれていました。永守さんは、決めたことをきちっと守るのだとか。ネクタイは緑色と決めているそうです。自宅には1番から2000番まで番号を振った収納棚を作り、2000本持つことを目標にしているそうです。

カバン、カフスポタン、名刺入れなど身の回りのものも緑に統一。会社のコーポレートカラーも緑。エレベーターまで緑。

なぜ緑かという説明が書かれていました。陰陽道に生まれた年で吉凶を占う九星術というものがあるそうですが、永守さんは、1944年生まれで「二黒土星」という星回り。この星の下に生まれた人は、豊かな実りを生む「土」の資質をもつといわれているのだとか。

土はそのまま放っておくと腐ってしまうので、種をまいて、樹木や草といった緑を育てる必要がある。そうすれば、土が生き、その土には緑が欠かせないということで緑にこだわっているのだそうです。

樹木や草花といった「緑」が育つためには、太陽の恵みも不可欠。だから、どこに行っても太陽に向かって座るようにしているのだそうです。

奇遇にも私も緑に徹底してこだわっている1人です。うれしい！の一言です。悔い無き人生を歩むためにも、永守さんの一言一言を意識して実行したいと思った瞬間でありました。

税理士 山口 昇

今月のひと言発言は、当事務所のホームページ (<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/>) に毎日更新中のコーナー「所長のひとりごと」の12月7日掲載のものです。

一倉定の経営心得シリーズ

その四十三

総代理店を作るということは、
生殺与奪権を与えることである。

総代理店をつくるということは、相手にわが社の生殺与奪権を与えることである。

総代理店を通さなければ販売できず、もしも総代理店がわが社の必要売上げを確保してくれなければ、わが社はつぶれてしまうからだ。そして、総代理店はわが社のことを考えてくれるのではなくて、自分の会社のことを考えているのだ。

これほど危険なことはない。その危険を全く知らずに「総代理店はわが社に忠誠を誓っている」と思いこんでいるのだから、まさにお目出たい限りと言わなければならぬのである。

取引先に聞きづらい 「免税事業者か否か」の確認

消費税のインボイス制度に関し様々な疑問が寄せられていますが、特に、取引先が消費税の免税事業者であるか否かの把握方法について悩む声が多く聞かれます。

インボイス制度が導入される令和5年10月1日以降、適格請求書発行事業者以外の事業者からの課税仕入れは、原則として仕入税額控除の対象外になります。経過措置により、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの3年間は「仕入税額相当額の80%」、令和8年10月1日から令和11年9月30日までの3年間は「仕入税額の50%」を仕入税額とみなして控除できます。

事業者としては、なるべくインボイス制度導入前に取引先を、①登録事業者、②未登録事業者、③免税事業者のいずれかを把握したいところです。

現実的には、取引先が課税事業者であるか否かなどが不明で、かつ、相手方に直接確認しづらいとの声も多いようです。

取引先に対して「自社の登録番号」及び「取引先の状況の確認依頼」を記した文書を交付することで確認できるかと思えます。

具体的には、本年10月1日以降早めに適格請求書発行事業者の登録申請を行い、税務署から登録通知書の交付を受けた後、取引先に対して「自社の登録番号」を通知すると同時に、取引先から「登録番号」や「免税事業者である場合はその旨」について個別に連絡を求める方法です。こうした方法により、登録を予定している事業者に対し登録申請を促すとともに、免税事業者の一定の把握につながるかと思えます。

気になることがありましたら、お気軽にご相談ください。

確定申告時期も近づいて参りました。

お気軽にご相談ください。

担当：堀内 勇一

■ 添付資料

【参考】取引先への登録番号の通知とご依頼に関する文書例

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇御中

20××年××月××日

会社名
部署

適格請求書発行事業者登録番号のご通知とご依頼について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2023年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方法として、適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）の導入が予定され、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となります。

そこで、弊社の適格請求書発行事業者登録番号をご通知するとともに、貴社の登録番号等について、弊社までご連絡をお願い申し上げます。

何卒ご主旨をご理解賜り、宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 弊社登録番号

T××××××××××××××

2. 課税事業者のご確認及び登録番号に関するご依頼

課税事業者の場合、貴社の適格請求書発行事業者登録番号を以下の問合せ先まで、ご連絡願います。

また、課税事業者以外（免税事業者等）の場合は、その旨、ご連絡をお願い致します。

もし、適格請求書発行事業者登録番号の取得が未だの場合は、2023年3月31日までに取得願ひ、2023年5月31日までにご連絡をお願い致します。

3. 問合せ先

部署 氏名

住所

電話番号

メールアドレス

以上

（出典：一般社団法人日本加工食品卸協会「インボイス制度対応－企業間取引の手引き」）

年間110万円の非課税枠を活用した 『暦年贈与』について

1. 暦年贈与が無くなる？！

すでにご存じの方もいらっしゃるかと思いますが、年間110万円までの贈与であれば贈与税がかからない、いわゆる「暦年課税」と呼ばれる贈与税の課税方法について、見直しが検討されています。

2. 相続開始前3年以内の贈与財産

現行の「暦年課税」の場合、資産が移転した際に贈与税の計算がなされ課税関係が完結し、相続が発生した場合、その相続開始前3年以内の贈与財産だけを相続財産に加算して相続税の課税を行うため、死亡前3年を超える部分の贈与については、税負担が中立的ではない、という事になります。（参考として、政府税制調査会の資料をご確認ください。）

3. 12月10日の令和4年税制大綱を注視

今後、この暦年課税が、米国の遺産課税方式のように「暦年課税が廃止」となるのか、あるいは独国、仏国の遺産取得課税方式のように「暦年課税を強化」する方式になるのかは現段階では不明です。また、今まで実施した贈与について相続財産に加算して計算することになるのか、それとも、今までの分はそのままで、改正後からの贈与分だけが加算する対象になるのか、今年の税制改正大綱(今月10日に発表予定)の内容がどんなものになるのかが注目されているところです。

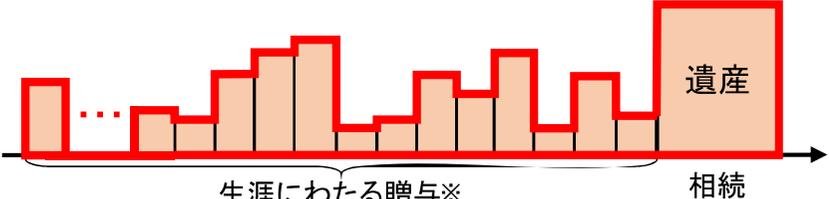
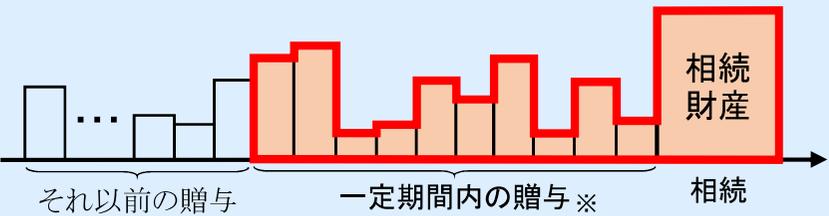
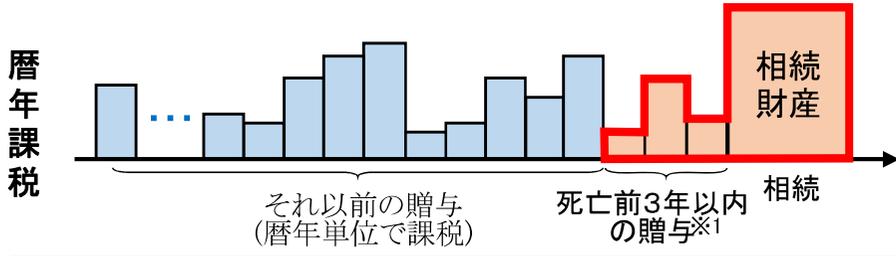
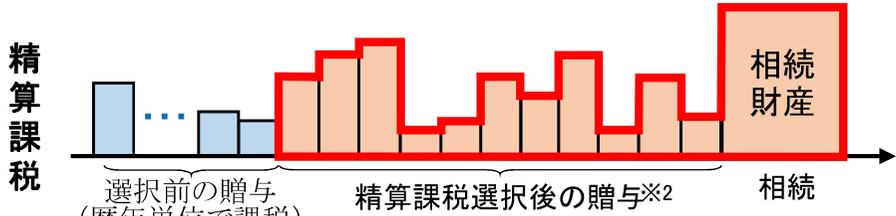
ですので、今年の令和3年が相続税対策で暦年課税贈与を行う最終年となるのか？あるいは、改正の対象が令和4年4月1日以降となり、令和4年1月1日から3月31日までが最終となるのか？等、今月12月半ばで公表される令和4年度税制改正大綱の中身を確認次第、どう対応するかを検討いただく必要があります。

4. まずは相続財産の把握から

贈与をすると、相続と比べていくら得になるか？は、現在お持ちの財産規模によって違ってきます。財産の課税価格が大きいほど、贈与額を大きくでき、節税額も大きくなります。また、贈与するものが今後収益を産むものであったり、贈与した後に値上がりするものであれば、尚更です。まずは、相続財産がどのくらいになるかを概算で押さえ、いくら贈与すると相続時いくら得になるか、もし、今年が最終年であれば、贈与税がかかってもいくら贈与すれば得するか？シミュレーションの上、ご判断いただくことが大切です。

ぜひ、ご相談いただければと思います。

我が国と諸外国の相続・贈与に関する税制の比較

<p>米 (遺産税方式)</p>	<p>①贈与税と遺産税は統合されており、 ②一生涯の累積贈与額と相続財産額に対して一体的に課税</p>  <p>○ 遺産に遺産税(相続税)を一体的に課税</p> <p>※ 過去贈与分に対応する税額(納付済みの実額)は、遺産税額から控除(控除不足額は還付)</p>	<p>一生涯の生前贈与と相続で税負担は一定</p> <p>⇒資産移転の時期に 中立的</p>
<p>独・仏 (遺産取得課税方式)</p>	<p>①贈与税と相続税は統合されており、 ②一定期間(独10年、仏15年)の累積贈与額と相続財産額に対して一体的に課税</p>  <p>○ 相続財産に相続税を一体的に課税</p> <p>※ 過去贈与分に対応する税額(過去の累積贈与額に現行税率表を適用した想定税額)は、相続税額から控除(控除不足額は還付しない)</p>	<p>一定期間の生前贈与と相続で税負担は一定</p> <p>⇒資産移転の時期に 中立的</p>
<p>日本 (法定相続分課税方式)</p>	<p>①贈与税と相続税は別体系であり、 ②相続前3年間の贈与のみ相続財産額に加算して相続税を課税</p>  <p>○ 相続財産に相続税を課税</p> <p>※1 死亡前3年間の贈与分に対応する税額(納付済みの実額)は、相続税額から控除(控除不足額は還付しない)</p> <hr/> <p>①贈与税と相続税は別体系であるが、 ②選択後の累積贈与額と相続財産額に対して一体的に課税</p>  <p>○ 相続財産に相続税を一体的に課税</p> <p>※2 選択後の累積贈与分に対応する税額(納付済みの実額)は、相続税額から控除(控除不足額は還付)</p>	<p>【暦年課税】 生前贈与と相続では税負担が大きく異なる</p> <p>⇒資産移転の時期に 中立的でない</p> <p>【相続時精算課税】 選択後は生前贈与と相続で税負担は一定</p> <p>⇒資産移転の時期に 中立的</p> <p style="text-align: right;">} 選択制</p>

相 続

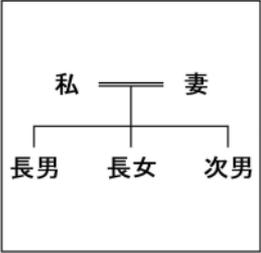
今知っておきたい相続の話

その24 『遺言の仕方』

<Q>

私には、妻と3人の子供がおります。私自身が有している財産はそんなに多くありませんので相続税の心配はないのですが、私が亡くなった後の財産の相続で揉めないかが心配です。

そこで遺言を考えていますが、遺言の仕方について教えてください。



<A>

相続が発生すると、相続人は亡くなられた人(被相続人)の遺産を相続することになりますが、遺産を分割する手順の概要は以下の通りです。

1. 遺言書がある場合には、原則、遺言書に従う
2. 遺言書がない場合には、相続人全員による遺産分割協議に基づく
3. 遺言書がなく相続人間の協議が進まない場合には、家庭裁判所の調停や審判に委ねる

遺言を行うためには遺言書を残すこととなりますが、その遺言書に一般的に多く使われる方式には、主に次の2つがあります。

- ① 自筆証書遺言・・・遺言者自身が遺言書を作成する形式
- ② 公正証書遺言・・・公証人に遺言書の執筆の保管を依頼する形式

	公正証書遺言	自筆証書遺言	
		保管制度利用あり	保管制度利用なし
作成・保管時	原則、本人が公証役場に向く (公証人の出張制度あり)	本人が法務局に持参して保管 (形式等を確認)	どこにも出向く必要なし
自書	自書は不要 (公証役場で遺言内容を口授、公証人が作成)	全文を自書 *自書によらない財産目録を添付可	全文を自書 *自書によらない財産目録を添付可
保管場所	公証役場	法務局	遺言者等保管
証人	2人以上必要	不要	不要
手数料	必要	必要	不要
検認	不要	不要	必要

なお、自筆証書遺言の注意点は次の通りです。

- ・遺言の全文と日付や氏名もすべて自署（直筆で書く）
- ・日付は、正確に「令和●●年●●月●●日」と、特定して書く
- ・遺言執行者を指定しておく
- ・財産配分の「理由」や「想い」、「願い」を付言することの勧め

など。

なお、自筆も公正証書も、遺留分を侵害している場合は、その点も考慮しておく必要があります。

※ 必要に応じて、減殺請求される人を受取人とする生命保険に加入しておくことも大事です。

また、遺言の書き直し（撤回）は、遺言者が生きている間は、いつでも何度でも自由です。

遺言が複数ある場合、新しい日付のものが優先されます。

お問い合わせ・ご相談は、お気軽に当社まで
お電話(0256-52-6869)ください。
相談は無料です。



今回のテーマ

保険商品のご紹介

今回は、セコム損害保険の「**メディコム**」についてご紹介いたします。

メディコムなら自己負担分を実額補償！



メディコムなら、**自己負担分 実額補償!**

自由診療

公的医療保険を使用せずに治療を受けることです。新しい治療法が世界中で開発される中で、国内未承認の抗ガン剤などによる治療は健康保険等が適用されず、先進医療にもあたらない場合があります、その際は自由診療で受けることになります。

本来健康保険等が適用される治療も含め、**すべての治療費が全額自己負担**

※ メディコムの自由診療の補償は、セコム損保の協定病院、またはがん診療連携拠点病院、大学附属病院等での療養に限ります。また、治療内容に健康保険等（公的医療保険）が適用とならないがんの診療が含まれていることが条件となります。

公的保険診療

国民健康保険法や健康保険法などにより定められている診療で、通常私たちが医療機関で受けている治療のことです。

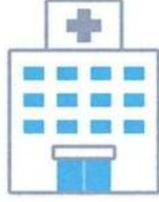
治療費のうち、通常7割を国民健康保険や健康保険組合等が負担し、**残りの3割を患者が自己負担**（一部負担金）

先進医療

厚生労働大臣が定める高度な治療技術を用いた療養のことで、将来にむけて健康保険等の適用が検討されています。（厚生労働大臣が定める施設基準に適合すると承認を受けた医療機関で行われる場合に限られています。）

先進医療の治療費は**全額自己負担**

補償内容

ガン診断保険金	ガン外来保険金	ガン入院保険金
<p>ガン(悪性新生物や上皮内新生物)と 診断されたとき</p> 	<p>診断確定されたガン(悪性新生物や上皮内 新生物)の治療目的で 通院したとき</p> 	<p>診断確定されたガン(悪性新生物や上皮内 新生物)の治療目的で 入院したとき</p> 
<p>回数無制限※ 一時金100万円 ※ 3年に1回を限度とします。</p>	<p>日数無制限※ かかったガンの治療費を 最大1,000万円まで補償 ※ 治療の種類による回数制限もありません。 ※ 入院しなくても補償します。</p>	<p>日数無制限※ かかったガンの治療費を 無制限に補償 ※ 治療の種類による回数制限もありません。</p>
<p>一時金が支払われることとなった最終のガン診断確定日から3年経過後であれば、100万円を何度でも受け取れます。また、上皮内新生物の場合も100万円を受け取れます。</p>	<p>通院で自己負担した治療費が契約期間(5年)ごとに1,000万円まで保険金として支払われます。また、契約自動更新時に補償額は1,000万円に還元されます。</p>	<p>入院で自己負担した治療費がすべて保険金として支払われます。</p>

【保険期間:5年】(90歳まで自動更新)			月払保険料表		
◆保険料はご加入される方(被保険者)の「性別」と「ご加入時(保険期間の初日)の満年齢」で決まります。 ◆保険期間は5年で、保険料はご加入時から5年間(更新時まで)は変わりません。 更新後の保険料は更新時の満年齢によって決まります。(ただし、下表の保険料は将来変更される場合があります。) ※保険料は生命保険料控除(介護医療用)の対象となります。					
ご加入時 (保険期間の初日)の満年齢	男性	女性	ご加入時 (保険期間の初日)の満年齢	男性	女性
6歳	1,340円	1,510円	41歳	2,030円	3,590円
7	1,340	1,510	42	2,130	3,830
8	1,340	1,510	43	2,240	4,090
9	1,340	1,510	44	2,370	4,330
10	1,340	1,510	45	2,610	4,550
11	1,340	1,510	46	2,910	4,750
12	1,340	1,510	47	3,240	4,940
13	1,340	1,510	48	3,610	5,110
14	1,340	1,510	49	4,020	5,280
15	1,340	1,510	50	4,460	5,460
16	1,340	1,510	51	4,740	5,560
17	1,340	1,510	52	5,040	5,670
18	1,340	1,510	53	5,350	5,770
19	1,340	1,510	54	5,700	5,860
20	1,340	1,510	55	6,060	5,920
21	1,340	1,510	56	6,450	5,960
22	1,340	1,510	57	6,860	5,980
23	1,340	1,510	58	7,290	5,980
24	1,340	1,510	59	7,770	6,010
25	1,350	1,560	60	8,310	6,080
26	1,360	1,610	61	8,890	6,200
27	1,380	1,680	62	9,530	6,360
28	1,390	1,760	63	10,210	6,560
29	1,410	1,840	64	10,920	6,770
30	1,430	1,920	65	11,660	6,980
31	1,460	2,010	66	12,430	7,210
32	1,480	2,100	67	13,220	7,440
33	1,510	2,190	68	14,030	7,690
34	1,550	2,290	69	14,810	7,930
35	1,590	2,390	70	15,550	8,190
36	1,640	2,550	71	16,240	8,450
37	1,700	2,740	72	16,900	8,710
38	1,770	2,930	73	17,520	8,980
39	1,850	3,140	74	18,110	9,250
40	1,930	3,350			

2020年7月1日現在

今は2人に1人がガンに罹ると言われている時代です。ご自身とご家族や周りの方がそうだった時を考えると、ガン保険の必要性は非常に高いと考えます。

上記は弊社で扱っている保険商品の1つです。ご相談はいつでもご連絡いただければと思います。

担当：伊藤寛峻

電子帳簿保存法改正について 全事業者、電子取引は紙保存廃止！

電子取引データに係る取り扱いの確認

令和4年1月1日以降は、電子取引データを電子で保存しなければなりません。については、貴社において、①受け取っている電子取引データがあるのか、②ある場合はどのように保存するのかをご案内します。当事務所にてご支援いたしますのでご安心ください。

□ 改正電子帳簿保存法特集号 で制度の概要をご案内します。

制度の概要と対応方法は、改正電子帳簿保存法特集号『まったなし！令和4年1月1日から帳簿や請求書等の保存方法がこう変わる！』をご確認ください。

□ 電子取引データの有無を確認します。

現在、受領している領収書や請求書等の中に、以下にあてはまるものはありますか？

行	確認事項	チェック欄		備考（枚数）
1	電子メール（メール本文や添付ファイル）で請求書や領収書を受領している	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
2	Amazon、楽天、モノタロウ等のインターネットサイトで物品購入している※1	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
3	公共料金の請求は紙が無く、インターネットで確認している	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
4	クレジットカードの利用明細をインターネットで入手している	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
5	スマートフォンアプリ（PayPay、LINE Pay等）電子決済サービスを利用している	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
6	交通系ICカード（Suica、PASMO等）の支払データをインターネットで入手している	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
7	従業員がネットで購入した旅費（JALやANA等）を立替払い精算している	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
8	電子請求書や電子領収書等を授受に係るクラウドサービス（Bill One、楽楽明細等）を利用している	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
9	ペーパレス化されたFAX機能を持つ複合機を利用し、注文書等を受領している	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
10	請求書や領収書等のデータをDVDやフラッシュメモリで受領している	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
11	特定の取引にEDIシステム（請求書等を電子的に交換できるシステム）を利用している	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
12	運送会社の請求データをインターネットで入手している	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	

※1：以下のようなところで購入していませんか？ 請求書や領収書が電子取引データである可能性が高い店舗です。

Yahoo!ショッピング 楽天 Amazon ヨドバシ.com ビックカメラ.com モノタロウ
たのめーる アスクル その他（ ）

□ 電子取引データの保存（対応）方法は2種類あります。

対応策① <おすすめ> 専用ソフトウェアを 利用する

法的要件を満たしたソフトウェアを利用します。

法的要件を満たしたソフトウェアが否かは、公益法人日本文書情報マネジメント協会（JIIMA）の「電子取引ソフト法的要件認証」にて判断できます。

FXシリーズ（証憑保存機能）

は認証を取得します。



対応策②

一定のルールを定め、 任意のフォルダに保存する

- ①訂正削除の防止に関する「事務処理規定」を設け、
- ②「日付」「金額」「取引先名」の検索機能を確保するルールのもと、任意のフォルダに保存する方法も認められています。

※電子帳簿保存法一問一答【電子取引関係】問12

なお、任意のフォルダに保存する場合には、保存期間中にデータ消失しないようバックアップを取っておく必要があります。

現在の経理業務に関する事項についても伺います

電子取引データの取り扱い検討は、経理業務を見直す絶好のチャンスです。
貴社の経理業務について伺い、経理業務を改善し、効率化・省力化できる可能性を
提案させていただきますので、ご協力ください。

行	確認事項	チェック欄		備考
1	会計システムはTKCシステムですか？ システム名は？()	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
2	基幹システム(販売・購買管理、生産管理など)は何をご利用ですか？ システム名は？()			
3	現在利用している会計システムでは、部門別管理を行っていますか？	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
4	部門別管理を行っていきたいとお考えですか？	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
5	支店や営業所はございますか？	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
6	店舗は複数ございますか？	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
7	売掛金・買掛金計上仕訳は、月末に集約して計上していますか？ (取引先・仕入先毎に仕訳を起こしていますか？)	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
8	社長は、会計データをどのように活用したいかご存じですか？ ご存じであれば要点を挙げてください () () ()	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
9	会計データを使用した会議資料、経営者への報告書を作成していますか？	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
10	現金出納帳をEXCELで作成していますか？	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
11	請求書の支払金額を支払先ごとにEXCELを使って一覧表にまとめていますか？	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
12	製品開発やイベントなどの特別な事業単位の予実管理は必要ですか？	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
13	インターネットバンキングはご利用ですか？	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
14	子会社を有し企業グループを形成されていますか？	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	

FX4 クラウド



ITR | TR Market View: ERP市場 2021
SaaS型ERP市場-会計業務分野ベンダー別売上金額シェアで3年連続1位
(2018-2019年度、2020年度(予推値))



富士キメラ総研
「ソフトウェアビジネス新市場 2020年度」
財務・会計ソフト <SaaS> - 2019年度実績

業績管理 I

- 365日変動損益計算書
- 取引記録(仕訳)までのドリルダウン
- スマート業績確認
- 部門別業績管理(機能:グループ管理)
- マネジメントレポート(MRP)設計ツール

TKC会員事務所によるサポート III

- TKC会員事務所の専門スタッフによる万全なサポート体制
- TKCが「記帳適時性証明書」を発行

経理業務の生産性向上 II

- 仕訳誘導テンプレートの設計
- 銀行伝票データ受信
- 消費税の記帳要件に完全準拠
- 電子帳簿保存法に完全対応
- 国税関係書類のスキャナ保存制度の要件に完全対応

クラウド化 IV

- 24時間365日利用可能
- 過去10年間のデータ備蓄(BCP対策)
- 全支店から同時アクセス可能
- 支店長専用のモニター・ライセンス
- TKC会員事務所専用のユーザーID
- B6号監査報告書を受領(世界最高水準のデータセキュリティ環境)

令和3年 年末調整の改正点について

令和3年度税制改正に伴い、今年の年末調整より従業員の方から提出を受ける下記の書類につき、押印が不要になりました。

1. 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書
2. 給与所得者の保険料控除等申告書
3. 給与所得者の基礎控除申告書兼給与所得者の配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書
4. 住宅借入金等特別控除証明書

提出書類に関しては、原則本人の自書になります。システムにより氏名など印字している場合は、本人が確認したという証明が難しくなりますので、今までと同じく押印をいただいております。

< 昨年の改正点 >

1. 給与所得控除額の引き下げ
2. 基礎控除額の引き上げ
3. 所得金額調整控除額の創設
4. 配偶者控除額、扶養控除額などの合計所得金額要件の見直し
5. ひとり親に対する税制上の措置及び寡婦控除の見直し

昨年に比べ今年は改正点が少ないですが、昨年の改正点も今一度ご確認ください。

税務上の取り扱いなどご不明点等ありましたら、お問い合わせください。

◆◇ 事務所からの お知らせ ◆◇



- 相続無料相談会 当事務所 2階 研修室
(毎週土曜日 9:00~15:00)

※事前にご予約ください
開催日程とご都合があわない場合は、日程を調整のうえ、対応させていただきます。

《年末年始休業のご案内》

当事務所では、年末年始を下記の日程で休業とさせていただきますので、何卒ご了承賜りますようお願い申し上げます。

記

- 12月29日(水) 仕事納め
- 12月30日(木) ~ 翌年1月4日(火) 年末年始休業
- 1月 5日(水) 平常通り

◆◇ 山口会計営業カレンダー ◆◇

赤は山口会計の休業日

12月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

1月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					





あとがき

新型コロナウイルスに対する不安からスタートした2021年もあと1月で終わろうとしています。新型コロナウイルスに対する先の見通しについては、安心とまではいきませんが共存することに慣れつつあります。

これまで当たり前前だった生活が当たり前ではなくなり、マスク、ソーシャルディスタンス、在宅勤務など新しい生活様式が当たり前となりました。

「足を知る」「環境適応」いろいろなことに気づかせてくれるきっかけでした。物事は常に表裏一体。表と裏、マイナスとプラス、明と暗で成り立っていると教えていただいたことがあります。どんなことも視点（見ている場所、考える方向）を変えれば、最低2つの気づきを得られます。そんな風に物事を捉えられるようにと思いつながら、まだまだです。

来年はどんな年になるのかとても楽しみです。2022年は、これまでできなかったことができるようになり、皆様がわくわくした気持ちにあふれる年になります！（未来はイメージしたことしか起きないのであえて“なります”にさせていただきました）

藤井 茜

チラシ折り込みます

お客様の広告チラシ等がございましたら、みどり通信発送先、すべてに無料で同封いたします。お気軽にお申し付けください。

発行 税理士法人 山口会計パートナーズ

加茂市旭町15番30号 TEL 0256-52-6869 FAX 0256-52-1674

<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/> e-mail: yn@tkcnf.or.jp